平成１９年（フ）第３８５号
秋田県潟上市天王字上江川43番地の９
破産者　有限会社カートップ男鹿
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２１３号
新潟県長岡市西神田町１番10号　西神田団地県営住宅103号、開始決定時の住所新潟県長岡市水梨町1193番地３
破産者　江田　　博
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第７６号
富山市南央町３番地の40
破産者　富士メリヤス株式会社
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１２８号
和歌山県田辺市新庄町1897番地の４
破産者　濵路産業株式会社
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４７８号
沖縄県那覇市壺屋２丁目18番８号　盛島ビル３階
破産者　川井　正昭
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第２２１５号
福岡市中央区平尾１丁目13番25―404号
破産者　高木　佳子
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１８３２号
京都市山科区東野中井ノ上町４―82、開始決定時の住所京都市左京区一乗寺東水干町33番地
破産者　地酒と食品さくらこと　佐倉　英夫
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２０６２号
京都市伏見区醍醐赤間南裏町３番地
破産者　中井　裕治
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２２２２号
京都市右京区西院下花田町28番地、破産手続開始決定時の住所京都市右京区西院下花田町18番地１
破産者　松尾　邦子
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
京都府向日市寺戸町山縄手19番地の27
破産者　神嶋　勝志
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地３棟302、住民票上の住所京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地５棟1103号
破産者　江口　嘉信
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２３９号
兵庫県芦屋市川西町７番３―209号、旧住所福岡市早良区高取２丁目５番20―301号
破産者　田邊　幸雄
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１０５１号
福岡市東区千早１丁目37番18号105、住民票上の住所福岡市東区唐原３丁目３番４号
破産者　阿部　竜治
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３３７６号
福岡県太宰府市五条２丁目15番18―603号
破産者　高辻　　登
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１０号
福岡県大野城市月の浦４丁目20番19号
破産者　塚本　　泉
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３４１号
長崎県長崎市坂本１丁目１番11―503号
破産者　浦田　芳重
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３９９号
福島市渡利字小久保25番地の５
破産者　上野　富男
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第９４号
福島県伊達郡国見町大字山崎字中島13番地２
破産者　平野　勇一
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所